

紹介者となる教職員の方へ

※必ずご一読ください。

京都大学に所属等されていない学外者の方が大学施設利用のお申し出をいただく際には、京都大学教職員による紹介を必須としております。

紹介者には、当該使用責任者（施設使用を許可された申請者）が京都大学百周年時計台記念館規程（以下「規程」という。）に従っていただけない場合には、当該使用責任者に連絡若しくは必要な指導等を行っていただく、あるいは使用責任者の責務を代行していただくことが求められます。使用責任者の責務については、以下のとおりですので、ご一読いただいたうえで紹介者として受諾くださるようお願いいたします。

【使用責任者の責務】

- ・ 使用の許可を受けた後において、使用日時を変更し、又は使用を取り止める場合は、速やかに申し出て、その許可を受けること。
- ・ 使用にあたっては、規程や別に定める施設使用上の諸規定を遵守し、適正に使用すること。
- ・ 施設使用料を納付すること。
- ・ 当該施設の使用を終えたときは、直ちに原状に回復して返還すること。
- ・ 当該使用に係る行事等への参加者がその責に帰すべき事由により記念館の施設、設備又は物品を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償すること。

規程及び施設使用上の諸規定の内容は、ホームページに掲載しております。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/facilities/campus/clocktower/organizer/riyo-yoyaku>

京都大学のホームページより > 京都大学について > キャンパス・施設案内 > 大学の施設
> 百周年時計台記念館 > 主催者の方へ > 規程・規則等